地方自治の仕組み

ポイント１　地方自治の仕組み

＿＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

① 地方自治の議会

地方議会：選挙で選ばれた議員によって構成される地方公共団体の議会
予算や条例（地方公共団体独自の法）を決める

② 地方自治の責任者

首長：地方公共団体の長，都道府県知事や市（区）町村長
二元代表制：住民が首長と地方議員の２種類の代表を選ぶ

資料1　地方自治の仕組み

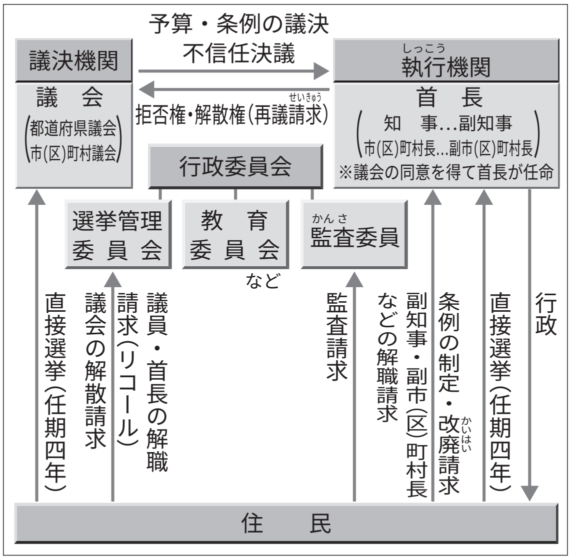

ポイント2 直接請求権（せいきゅう）

＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

地方の政治は国の政治よりも私たちの身近な生活に関わる

↓

選挙での投票を通じた間接民主制だけでなく，

直接民主制を取り入れて住民の意思を反映できるようにしている

↓

直接請求権：住民が自分たちにとっての重要事項に関して直接の意思を反映することで地方の政治に直接参加できる権利

資料2 直接請求権の仕組み

請求の種類	必要署名数	請求先	請求後
条例の制定・改廃の請求	有権者の50分の1以上	首長	議会を招集し結果を報告
監査請求		監査委員	監査を実施して結果を住民に公表
議会の解散請求	有権者の3分の1以上※	選挙管理委員会	住民投票を行い，過半数の賛成があれば解散
首長・議員の解職請求（リコール）			住民投票を行い，過半数の賛成があれば解職

※有権者数によって計算の仕方は変わる

確認テスト

次の問いに答えなさい。

(1) 住民の選挙によって選ばれた議員によって構成される，地方公共団体の議会を何というか。　地方議会

(2) 地方議会において決められる地方公共団体独自の法を何というか。　条例

(3) 住民の選挙によって選ばれる，地方公共団体の長を何というか。　首長

(4) 住民が条例の制定・改廃や議会の解散などを請求できる権利を何というか。　直接請求権

(5) 住民が議会の議員と首長を両方とも選挙で選ぶ仕組みを何というか。　二元代表制